

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、自動車検査業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、車両の右前ドアロック取付ビスのトルクを、トルクレンチを使い、屈むような姿勢で測っていたところ、腰に異変を感じたという。その後、同月〇日までは痛みを我慢して仕事を続けたものの、翌〇日は痛みになえきれなくなり、仕事を休んだという。

請求人は、同月〇日、C病院に救急搬送され、「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日の業務中に腰痛を発症し、その後、同月〇日から同月〇日の作業により、症状が悪化し、受診するに至った旨主張している。

(2) ところで、腰痛に係る業務上外の判断に当たっては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、請求人の受診に至るまでの経緯をみるも、請求人の腰痛が業務中の災害性の出来事により発症したとする事実を確認することができない。

もっとも、認定基準によれば、①おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、②腰部にとって極めて不自然ないし非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務、③長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を持続して行う業務、④腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を持続して行う業務のいずれかの要件に該当する場合には、「災害性の原因によらない腰痛」として業務起因性が認められるものとされているところ、請求人の就労内容は、車両の検査業務、具体的には、ボルトやナットの締付強度の確認作業というものであり、確かに、屈むような姿勢での作業があったことは認められるが、改めて、請求人の申述、会社関係者の申述、作業写真を含む一件記録を精査するも、当該作業をもって上記認定基準の要件に該当するものと判断することはできない。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日にD医師に受診し、本件傷病と診断されたもの

であるが、その発症原因について、同医師及びE医師共に明らかでない旨の見解を述べており、請求人の本件傷病が業務によるものと判断することはできない。

(4) 以上のことからすると、請求人の腰痛の発症、あるいはその悪化と業務との間に相当因果関係を認めることはできず、したがって、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。